



## 民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、誰もが安心して生活できるよう“地域の身近な相談相手”として、暮らしを見守るボランティアです。担当区域をもって、同じ地域で生活する住民の一員として様々な相談に応じ、困っている方を行政や専門機関へ「つなぐ」役割も担っています。



## 主任児童委員とは？

民生委員・児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門とする主任児童委員に選任されている方もいます。区域を担当する民生委員・児童委員や学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。

# どんな活動をしているの？

見守っている  
高齢者宅を  
訪問した。



地域の方から  
相談を受けた。



消防団などと協力して危険箇所の  
点検や災害時に支援が必要な人の  
把握などに協力した。



高齢者の孤立を防ぐための  
居場所づくりを行った。



# どんな活動をしているの？

子どもたちの登下校時、  
通学路に立って、見守りや  
あいさつ運動を行った。



親子で参加できる  
子育てサロンを開催した。



他の主任児童委員といっしょに  
児童関係施設と意見交換をした。



子育てに関する相談を受け、  
関連する機関を案内した。



## 民生委員・児童委員のQ & A

**Q** 民生委員・児童委員には、どうやってなれますか？

**A** 地域の方々が構成される町内会や自治会などから推薦され候補者として選出されます。候補者は、市町での推薦会を経て、厚生労働大臣から委嘱されます。任期は3年で、3年ごとに一斉改選が行われます。

**Q** 活動時間はどれくらいですか？

**A** 活動日は決められていないので、無理のない範囲で活動していただいています。仕事や子育てをしながら活動をしている民生委員・児童委員の方もいらっしゃいます。

**Q** 民生委員・児童委員に報酬はありますか？

**A** 民生委員・児童委員は無報酬のボランティアですが、活動に必要な電話代や交通費などは活動費として支給されます。

## 民生委員・児童委員についての声

実際に活動している民生委員・児童委員の方からは、  
地域のために活動できることに「やりがい」を  
感じているというお声をいただいています！



民生委員・児童委員は一人で活動を行うわけではありません！  
各地域の「地区民生委員児童委員協議会」に所属して  
みんなで支えあいながら活動しています！

